



## 4月から在職老齢年金支給停止の基準額が「65万円」に変わります

### ◆在職老齢年金の概要と改正

令和8年4月から、在職老齢年金制度の基準額が改定されます。

在職老齢年金とは、働きながら年金を受け取る高齢者に一定額以上の報酬がある場合、老齢厚生年金の一部または全部を支給停止する仕組みです。これまで年金額が調整（支給停止）される基準額（賃金＋老齢厚生年金）は月「51万円」でしたが、月「65万円」へ引き上げられます（令和8年度。賃金の変動に応じて毎年改定）。

対象となるのは老齢厚生年金のみで、老齢基礎年金は減額されません。支給停止額の計算は月単位で行われ、基準額を上回った部分の半額が支給停止されます。

この改正により、収入が一定以上でも年金の減額が生じにくくなります。

《改正後の年金支給額の計算方法（月額）》

A 基本月額と総報酬月額相当額との合計が65万円以下の場合→全額支給

B 基本月額と総報酬月額相当額との合計が65万円を超える場合→基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－65万円）÷2

### ◆従業員説明のポイント

次の点を押さえて説明するとよいでしょう。

- ・基準額が65万円に引き上がるため、働き方の幅が広がる：「収入が増えると年金が減るのでは」という不安を和らげます。

- ・給与は減らず、調整対象は年金のみ：誤解されやすいため、明確に説明すると安心感が高まります。

- ・年金額の具体的な試算は「ねんきんネット」で可能：従業員ごとに状況が異なるため、個別試算を案内すると理解が進みます。

高齢従業員の働く意欲を後押しする改正です。経験豊富な人材の活躍を支える機会へとつなげていきましょう。

### 【参考】

在職老齢年金制度が改正されます

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/zairoukaisei.html>

### ☆☆☆フォルテ労務より☆☆☆

4月支払いの給与から、健康保険、介護保険及び雇用保険料の率に変更になります。健康保険料と介護保険料及び子ども子育て支援金（5月支払い給与から）の保険料額表と雇用保険料率のご案内を同封しました。わからないことがありましたら当事務所までご連絡ください。

写真：1. 2最近読んだ本から 3. 大須賀大淵の中新井池公園

4月中旬になると緑の桜「御衣黄」が咲きます

